



2024年6月27日

各 位

会社名 アルメタックス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 村治 俊哉  
(コード番号: 5928 東証スタンダード市場)  
問合せ先 執行役員 経営管理部長 松永 則子  
(TEL. 06-6440-3838)

## 役員に対する株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分の概要

|                    |   |
|--------------------|---|
| (1) 払込期日           | 2024年7月26日  |
| (2) 処分する株式の種類及び株式数 | 当社普通株式 34,720株  |
| (3) 処分価額           | 1株につき 301円  |
| (4) 処分価額の総額        | 10,450,720円   |
| (5) 割当予定先          | 取締役 3名 (※) 27,409株<br>※ 社外取締役を除きます。<br>執行役員 5名 7,311株 |
| (6) その他            | 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。              |

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年5月12日開催の取締役会において、当社の取締役に対して当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2024年6月27日開催の第60期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠の枠内で、当社の取締役に対して年額10百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限の解除は退職後とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、当社の執行役員に対しても本制度を導入いたしましたので、本自己株式処分は、当社の取締役及び執行役員を対象に行われることとなります。

本制度の概要については、以下のとおりです。

#### <本制度の概要>

当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）及び執行役員（以下、対象取締役とあわせて「対象役員」といいます。）は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全

部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は対象取締役分として年40千株以内、執行役員分として年40千株以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会の決議により、当社の対象取締役3名及び執行役員5名に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計10,450,720円（以下「本金錢報酬債権」といいます。）ひいては当社の普通株式34,720株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

#### ＜譲渡制限付株式割当契約の概要＞

本自己株式処分に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### （1）譲渡制限期間

対象役員は、2024年7月26日（払込期日）から当社又は当社子会社の取締役、監査役又は執行役員もしくは従業員のいずれの地位も喪失する日（以下「退職日」といいます。）の1か月後の該当日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### （2）譲渡制限の解除条件

払込期日を含む月から退職日を含む月までの月数が12に達する場合、譲渡制限期間が経過した時点において対象役員が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が経過した時点で譲渡制限を解除する。

払込期日を含む月から退職日を含む月までの月数が12に達しない場合、譲渡制限期間が経過した時点において、払込期日を含む月から退職日を含む月までの月数を12で除した数に、対象役員が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

##### （3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間に對象役員が当社の事業と競業する業務に従事するなどの無償取得事由に該当して無償取得することを決定した本割当株式、譲渡制限期間が経過した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

##### （4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

##### （5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に

関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から組織再編承認日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2024年6月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である301円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上